福島県内周遊貸切バス借上支援事業（ふくしまアフターDC）補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 福島県(以下「県」という。)は、ふくしまアフターデスティネーションキャンペーン（以下「ふくしまアフターDC」という。）に向け、本県の観光誘客の促進を図るため、令和 9 年 4 月～令和 9 年 6 月において、貸切バスを利用し福島県で団体旅行を催行する旅行会社に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和 45 年福島県規則第 107 号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象）

第 2 条 旅行業法(昭和 27 年法律 239 号)第 3 条の規定に基づく登録を受けている旅行会社が、次に掲げる要件の全てを満たすものとして催行する福島県でのバスツアー経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1)福島県内で 1 泊以上の宿泊を伴う貸切バスを利用した団体旅行

(2)福島県内の旅館・ホテル等に 1 団体 10 名以上で宿泊するもの(添乗員、バス運転手、ガイド等の業務員は除く。)

(3)ツアーの行程にふくしま DC 特設サイトに掲載されている観光素材が 2 つ以上組み込まれたもの(車窓見学のみは行程に含めない。)

(4)ツアーが令和 9 年 4 月 1 日以降に催行され、令和 9 年 6 月 30 日までに終了するもの

2 前項の規定にかかわらず、別表第 1 のいずれかに該当する場合は、補助の対象外とする。

（補助の対象バス）

第 3 条 補助の対象となるバスは、一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業所のバス(乗車定員 11 名以上の自動車）とする(ジャンボタクシー等は除く。)。

（補助の内容及び補助額）

第 4 条 第 2 条及び前条のいずれの要件も満たした旅行会社に対し、バス 1 台につき、ツアーの発着区分に応じた別表第 2 の補助額を交付する。

2 前条のバスを運行する事業者が福島県内に本店・支店を設けている事業者の場合は、1 台につき 20,000 円を加算する(県内発着は除く。)。

3 本要綱に基づく年間助成限度額（各年度における助成限度額をいう。）は、旅行会社 1 社につき 1,000,000 円とする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 規則第 4 条第 1 項の申請書は、福島県内周遊貸切バス借上支援事業（ふくしまアフターDC）補助金交付申請書(様式第 1 号)によるものとし、その提出期限は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

2 規則第 4 条第 2 項の書類は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1 部とする。

4 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成 6 年法律第 109 号)及び地方税法の一部を改正する法律(平成 6 年法律第 111 号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。

(補助金の交付条件)

第 6 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号の別に定める軽微な変更は、別表第 4 に掲げるとおりとする。

(変更の承認申請)

第 7 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する変更又は第 2 号に規定する中止若しくは廃止をする場合は、福島県内周遊貸切バス借上支援事業（ふくしまアフターDC）補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 2 号)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第 8 条 規則第 8 条第 1 項の別に定める期日は、申請者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日とする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、福島県内周遊貸切バス借上支援事業（ふくしまアフターDC）補助金実績報告書(様式第 3 号)により別表第 5 に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日までに行わなければならない。

2 申請者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 申請者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を福島県内周遊貸切バス借上支援事業（ふくしまアフターDC）補助金仕入れに係る消費税相当額報告書(様式第 4 号)により速やかに知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

5 知事は、前項の規定による返還を請求するときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間

については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 知事は、補助事業者が、返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（補助金の交付の請求）

第 10 条 申請者は、規則第 14 条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに福島県内周遊貸切バス借上支援事業（ふくしまアフターDC）補助金交付請求書(様式第 5 号)を知事に提出しなければならない。ただし、補助金確定額が規則第 5 条の規定による交付の決定を受けた額と同額の場合は、通知を省略するものとする。

（補助金の返還）

第 11 条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)虚偽の申請その他不正行為によって交付決定を受けたとき。

(2)補助事業を中止したとき。

(3)その他、知事が補助金の交付について不適当と認めるとき。

（会計帳簿等の整備等）

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 6 日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(1)学校等における修学旅行・宿泊学習・合宿等に該当する場合

(2)「旅行商品造成支援金(福島インバウンド誘客周遊促進事業)」を利用する場合

(3)その他の貸切バス借上に係る経費を補助対象経費としている助成制度を利用する場合

(4)国・地方公共団体・公的団体が主催する場合

(5)宗教活動、政治活動等を目的とした場合

(6)公序良俗に反する場合

別表第2(第4条関係)

ツアーの発着区分	補助額	福島県内に本店又は支店を有するバス事業者を使用する場合の加算後の補助額
県内発着	50,000円	―
東北・関東・中部 地方発着	60,000円	80,000円
北海道・近畿・中国・四国・九州・沖縄地方発着	110,000円	130,000円

別表第3(第5条関係)

申請書の提出期限	旅行実施日から起算して14日前まで
申請書に添付する書類	1 旅程表(任意様式) 2 その他県知事が必要と認める資料

別表第4(第6条関係)

軽微な変更	1 補助対象経費の20%以内の減額で補助金の額に変更が生じない又は補助金の額に変更が生じない増額をすること 2 補助事業内容の細部の変更

別表第5(第9条関係)

実績報告書に添付する書類	1 実際に催行された旅程表(任意様式) 2 貸切バス利用証明書(様式第6号) 3 宿泊証明書(様式第7号) 4 その他知事が必要と認める書類